



## 災害時の小児周産期医療 の調整役を養成へ 厚生労働省

**厚** 生労働省は、大規模な災害が発生した時に、搬送や治療が必要な妊産婦や乳幼児の情報を集め、被災地内外の医療機関につなげる調整役「小児周産期リエゾン」の養成を始める。東日本大震災の教訓をもとに必要性が指摘されていた。

対象となるのは、主に医師(小児科、産婦人科)や助産師、看護師。2016年秋以降に研修を実施し、各都道府県に少なくとも1人、計70人を養成する。

研修では、妊産婦・乳幼児の救助法や災害時に必要な支援、自宅・避難所にいる妊産婦らにどんな情報を伝えるべきかなどを学ぶ。被災地内や近隣の医療機関への搬送・受け入れの調整を演習で体験する。

(6月30日付朝日新聞)

## 赤ちゃんポスト設置の 慈恵病院へ相談、 昨年度 5466 件

**親** が育てられない子を匿名で預かる赤ちゃんポスト「このとりのゆりかご」を運営する慈恵病院(熊本県熊本市西区)に寄せられた相談は、2015年度に5466件となり、2007年度の設定以来最多となった。

「このとりのゆりかご」の運用状況を検証する市の専門部会後に市が明らかにしたところによると、2015年10月から2016年3月までに違法な運用はなかった。

2015年度の相談は2014年度の4036件から3割以上増えた。今回の検証対象の2015年10月～2016年3月の相談は2721件。内容は「思いがけない妊娠」が430件あり、内訳は「未婚の妊娠」(88件)や「望まない妊娠」(63件)が多く、「夫・パートナーの反対」(51件)や「若年妊娠」(41件)、「不倫」(24件)、「生活困窮」(19件)、「暴力・強姦」(10件)もあった。

市の島村富子・子ども未来部長は、相談の増加について「妊娠について悩んでいる方が多くなってきていることでしょうか。慈恵病院以外の相談場所も周知していきたい」と述べた。

(7月7日付朝日新聞)

## マタハラ懲戒を就業規則に、 企業に明記促す 政府指針案

**妊** 娠や出産を理由に職場で不当な取り扱いや嫌がらせをするマタニティ・ハラスメント(以下、マタハラ)を防ぐため、企業が実施すべき具体策を示した政府の指針案が明らかになった。

対処方針を就業規則などに明記し、加害者を懲戒処分とすること

などを求めている。指針案は、企業にマタハラ対策を義務付ける改正男女雇用機会均等法に基づくもので、2017年1月の法施行に合わせて運用を始める。

先の通常国会で成立した改正均等法は、マタハラ対策のため、「雇用管理上必要な措置」を講じるよう企業に義務づけ、具体策は指針で定めるとしていた。

(7月8日付読売新聞)

## 産後すぐに抱っこ、注意点は 赤ちゃん容体急変した例も

**生** まれたばかりの赤ちゃんを母親が抱っこする「早期母子接触」で赤ちゃんの容体が急変する事態も起きているとして、日本医療機能評価機構(東京都)は、実施する際の注意点をまとめたリーフレットをつくった。今月末までに出産を扱っている全国の医療機関と助産所に送付する。

早期母子接触は、母乳の出がよくなることや、赤ちゃんの心拍・呼吸・体温が安定化する効果があるとされる。ただ、生まれた直後の赤ちゃんは呼吸などが不安定で、予期せぬ症状が出る恐れもある。

機構は、出産時に赤ちゃんが重い脳性まひになった場合に一時金などを払う産科医療補償制度の運営も担う。機構によると、2009年に始まったこの制度で補償対象となり、2015年末までに原因分

析を終えた 793 人のうち、生まれた時点では異常はなかったのに、早期母子接触中に赤ちゃんの呼吸が止まるなどして蘇生処置がされた事例が 7 件あったという。

リーフレットでは、医師や看護師らが心電図モニターなどで赤ちゃんの状態を継続的に観察する、赤ちゃんの顔を横に向けて、呼吸をしやすくする、温めたバスタオルで赤ちゃんを覆う、横になっている母親から、赤ちゃんの顔がよく見えるようにする、母親の上半身を 30 度前後まで起こす——などを求めている。

(7 月 10 日付朝日新聞)

### 乳幼児期の手足の痛み、 新たな病気を発見 京都大学など

子どもの手足の関節に発作的な痛みが出る遺伝性の病気を、京都大学などの研究チームが見つけた。原因がわからずによく泣く「<sup>かん</sup>疳が強い」といった症状や「成長痛」の一部は、この病気が原因だった可能性がある。研究チームは、報告例が少なく、これまで病気として扱われてこなかったとみている。

「小児四肢疼痛発作症」と名付け、米科学誌『プロスワン』に発表した。研究チームは 2012 年以降、「疳」の強い子どもの家族や親類に聞き取りを実施。小児期に関節の痛みなど同じ症状が確認でき、寒さや疲れ、体調不良で痛みが誘発されていた。家族や親類にも同じ症状を確認した。患者の細胞の遺伝子を解析したところ共通

の変異が見つかった。秋田、岩手、千葉、鳥取の 4 県 7 家系で計 26 人の患者を確認した。

成長痛より強い痛みで、泣いて寝られなかったり、学校に行けず、不登校に悩むことがあったりする。だが、思春期までにはほぼ消えるため、成長痛などとして見過ごされてきた可能性があるという。国内の医療機関にアンケートを送り、地域分布など調査を始めた。

小泉昭夫・京都大学教授(環境衛生学)は「学校や小児科医に病気だと認識してもらうことで、適切な対応が可能になるのではないかと期待する。

(7 月 14 日付朝日新聞)

### 新型出生前診断、 3 万人超が受診 臨床研究 3 年間で集計

妊婦の血液からダウン症など 3 種類の染色体異常を調べるといわれる「新型出生前診断」の臨床研究を実施している病院グループが、導入から 3 年間で計 3 万 615 人が検査を受け、1.8%にあたる 547 人が陽性と判定されたと発表した。確定診断のため、お腹に針を刺して採取する羊水検査などで染色体異常が確定した 417 人のうち、94%にあたる 394 人が人工妊娠中絶を選択したという。

集計によると、陽性と判定された羊水検査を受けた 458 人のうち 91%にあたる 417 人が染色体異常と診断され、高い精度で判定できることがわかった。一方、陽性と判定されたうち 89 人は羊水検査を受けず、その多くは死産だと

みられる。89 人の中の 13 人は研究から離脱し、人工妊娠中絶を選択したケースが含まれるとみられるという。

94%が中絶を選択したことについて、病院グループ事務局の関沢明彦・昭和大教授は「当事者たちは悩んで苦渋の決断をしている。最終的な判断は尊重されるべきだと考える」と話した。

新型出生前診断は十分な情報がないまま中絶が広がれば、命の選別につながりかねないとの指摘もあり、2013 年 4 月、適切な遺伝カウンセリング体制を整備するなどの目的で臨床研究として始まった。対象となるのは、他の検査で染色体異常が疑われるケースや出産時の年齢が 35 歳以上の妊婦で、20 万円程度の自己負担がある。

日本産科婦人科学会の指針に基づき日本医学会が認定した施設で実施され、現在は 71 施設が登録されている。病院グループへの参加は 1 年目の 37 施設から現在は 66 施設に増加。検査を受けた妊婦も 1 年目の約 8000 人から 3 年目は約 1 万 2000 人と大幅に増えた。さらに同グループに参加していない認定施設でも検査は実施されている。関沢さんは「臨床研究としての目的は終えつつある。一般の診療への移行に向けて、議論すべき時期にきている」と話している。

(7 月 16 日付朝日新聞)